

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 6 年 12 月 27 日保医発 1227 第 2 号）」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

事務連絡
令和7年7月31日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年12月27日保医発1227第2号）」の一部訂正について

標記について、その別添に下記を追加することとしましたので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

別添4 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和6年3月5日保医発0305第11号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

1 別表 1 の I の「検査」の「冷凍手術器（検査）」の項の次に次を加える。

特定診療報酬 算定医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
神経心理検査 用プログラム	プログラム （１）疾病 診断用プロ グラム	神経心理検 査用プログ ラム	認知症の診療支 援として、視線 の情報を連続的 に収集し神経心 理検査に用いる プログラムであ ること	D285	認知機能検査そ の他の心理検査 １ 操作が容 易なもの イ 簡易な もの

(別添 4 参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査						(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査					
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		その他の 条件	対応する診療報酬 項目		特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		その他の 条件	対応する診療報酬 項目	
	薬事承認上の位置付け						薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
冷凍手術 器 (検査)	機械器 具 (31) 医療 用焼灼 器	汎用冷凍手 術ユニット	組織の冷却 ・冷凍が可 能なもの	D415 -5	経気管支凍 結生検法	冷凍手術 器 (検査)	機械器 具 (31) 医療 用焼灼 器	汎用冷凍手 術ユニット	組織の冷却 ・冷凍が可 能なもの	D415 -5	経気管支凍 結生検法
神経心理 検査用プ ログラム	プログラム (1) 疾病診断用プログラム	神経心理検査用プログラム	認知症の診療支援として、視線の情報を連続的に収集し神経心理検査に用いるプログラムであること	D285	認知機能検査その他の心理検査 1 操作が容易なもの イ 簡易なもの	(新設)					
画像診断～放射線治療 (略) Ⅱ 歯科点数表関係 (略)						画像診断～放射線治療 (略) Ⅱ 歯科点数表関係 (略)					